

○周南市農業委員会不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明等に係る
事務処理要領

令和8年3月1日施行

周南市農業委員会不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明等に係る
事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、周南市農業委員会（以下「委員会」という。）が、地方税法（昭和25年法律第226号）附則第12条第1項の規定による生前一括贈与により取得した農地等に係る不動産取得税の徴収の猶予の適用を受けようとする者として適格であることの証明（以下「不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明」という。）及び不動産取得税の徴収の猶予を引き続き受けるときの証明（以下「引き続き農業経営を行っている旨の証明」という。）をする場合の事務処理について別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明)

第2条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第4条第1項第1号に規定する証明書により不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明を受けようとする者は、農地等の受贈者に係る農業委員会の証明書（別記様式第1号。以下「証明書」という。）の証明願に次に掲げる事項を記入して委員会に提出しなければならない。

- (1) 贈与者の農業経営年数及び個人であること。
- (2) 農地等を取得した日における年齢
- (3) 受贈者の農業従事年数
- (4) 農地等の取得後の農業経営の状態

2 委員会は、前項に規定する証明願の提出があった場合には、申請者（証明を受けようとする者をいう。以下同じ。）からの事情聴取、農地台帳との照合、周南市農業委員会贈与税及び相続税の納税猶予に関する適格者証明等に係る事務処理要領（令和6年12月1日施行）第2条第3項に規定する贈与税の納税猶予に関する適格者証明書の交付とその内容の確認等により、申請者が贈与税の申告期限までに農業経営を開始し、その後引き続き当該農業経営を行うと認められるときは、証明願の末尾に奥書した証明書を交付するものとする。

(引き続き農業経営を行っている旨の証明)

第3条 地方税法施行規則附則第4条第3項に規定する証明書により不動産取得税の徴収猶予期間中、県税事務所への3年ごとの継続届出のため引き続き農業経営を行っている旨の証明を受けようとする者は、証明書の証明願に次に掲げる事項を記入して委員会に提出しなければならない。

いつから取得した農地等に係る農業経営を引き続き行っているのか、その年月日

2 前項の証明願には、県税事務所からの徴収猶予の継続届出書の提出に係る通知(写し)を添付するものとする。

3 委員会は、第1項に規定する証明願の提出があった場合には、申請者からの事情聴取、農地台帳との照合、周南市農業委員会贈与税及び相続税の納税猶予に関する適格者証明等に係る事務処理要領第4条第3項に規定する引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付とその内容の確認等により、申請者が引き続き農業経営を行っていることが確認できるものについては、証明願の末尾に奥書した証明書を交付するものとする。

(証明不可能なものの取扱い)

第4条 委員会は、不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明又は引き続き農業経営を行っている旨の証明が適当でないと認めたときは、農地等の受贈者に係る農業委員会の証明書(証明願)返戻通知書(別記様式第2号)に当該証明書を交付しない理由を明記し、申請者に通知するとともに提出された証明願を返戻するものとする。

(総会での議決)

第5条 第2条第2項に規定する不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明のための証明書の交付は、委員会の総会(以下「総会」という。)において当該証明をすることの議決を得た上でしなければならない。

(総会での報告)

第6条 第3条第3項に規定する引き続き農業経営を行っている旨の証明のための証明書を交付した場合には、委員会の会長は、これを総会において報告する。

(その他)

第7条 この要領の施行に関し必要な事項は、委員会の事務局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和８年３月１日から施行する。

別記様式第1号（第2条、第3条関係）

農地等の受贈者に係る農業委員会の証明書		
証 明 願 年 月 日 （宛先）周南市農業委員会会長 住所 氏名 地方税法（昭和25年法律第226号）附則第12条第1項の適用を受けたいので、下記の要件に該当していることを証明願います。		
地方税法施行規則 （昭和29年総理府 令第23号）附則第 4条第1項第1号 の事項 （ア）	贈与者の農業経営年数 及び個人であること。	贈与をした日までの経営年数 年 （3年以上）個人であること。
	農地等を取得した日に おける年齢	歳（18歳以上）
	受贈者の農業従事年数	年（3年以上）
	農地等の取得後の経営	取得後も農業経営を行うことが現況である。
地方税法施行規則 附則第4条第3項 の事項 （イ）	年 月 日から 取得した農地等に係る農業経営を引き続き行っている。	
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 周南市農業委員会会長 印		

注 1 不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明のための証明書は、農地等を取得した年の翌年3月15日までに提出してください。

なお、この場合は（ア）欄の事項のみで足り、（イ）欄の事項は必要ありません。

2 引き続き農業経営を行っている旨の証明のための証明書は、農地等を取得した翌年3月15日から毎3年目毎に提出してください。

なお、この場合は（イ）欄の事項のみで足り、（ア）欄の事項は必要ありません。

別記様式第2号（第5条関係）

農地等の受贈者に係る農業委員会の証明書（証明願）返戻通知書

年 月 日

申請者 住所

氏名 様

周南市農業委員会会長 印

年 月 日付けで提出のあった下記の農地等の受贈者に係る農業委員会の証明書の証明願については、証明書を交付しないことを決定したので、提出された証明願を返戻します。

記

1 証明願の区分（いずれかにチェック☑）

☐ 不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明

地方税法施行規則附則第4条第1項第1号の事項（ア）

☐ 引き続き農業経営を行っている旨の証明

地方税法施行規則附則第4条第3項の事項（イ）

2 証明書を交付しない理由